

長崎市の概要

令和5年度



2023年1月 長崎市役所新庁舎開庁しました

長崎市議会事務局

令和5年11月発行

目 次

沿 革	3
現 況	5
1 市勢	5
2 基本構想	5
3 財政の主要指標（普通会計）	6
議 会 構 成	7
1 議員	7
2 委員会等	8
議 会 運 営	10
1 定例会の標準的日程	10
2 会議時間	11
3 一般質問	11
4 緊急質問	12
5 質疑	12
6 予算及び決算の審査方法	12
7 請願・陳情	13
8 意見書・決議	13
9 傍 聴	13
10 議会関係予算	14
11 議会広報	14
12 議会刊行物	15
13 議会事務局機構図	16
予 算	17
主要指標（長崎市統計三二情報）	18

沿 革

長崎の地名は、この地が長い岬状の地形をしていたことから起こったといわれており、長崎の発展の歴史は、元亀元年(1570年)ポルトガルの宣教師フィゲイredoによって良港であることが発見され、翌年、領主大村純忠によって開港されたときに始まる。

- 1571年(元亀2年) 長崎の町づくりが始まる
ポルトガル船が初めて長崎に入港
(日本における布教と貿易の根拠地となる)
- 1592年(文禄元年) 長崎奉行所設置
- 1605年(慶長10年) 長崎が天領となる
- 1634年(寛永11年) 眼鏡橋完成、長崎くんち祭り始まる
- 1636年(寛永13年) 出島完成(ポルトガル人を収容)
- 1639年(寛永16年) ポルトガル船の来航を禁止
- 1641年(寛永18年) 出島に平戸からオランダ人を移す(鎖国)
- 1689年(元禄2年) 唐人屋敷完成(唐人を収容)
- 1857年(安政4年) 幕府が長崎造船所(三菱造船所の前身)を創設
- 1859年(安政6年) 鎖国を解き函館、横浜とともに開港
- 1869年(明治2年) 長崎府が廃止され、長崎県が置かれる
- 1889年(明治22年) **市制施行**(4月1日)
(面積 7km²(推計)
戸数 9,230戸
人口 54,502人)
- 1891年(明治24年) 本河内高部水道工事完成、給水開始
(近代的水道では、横浜、函館に次いで国内3番目)
- 1900年(明治33年) 出島周辺の埋め立て終了
- 1945年(昭和20年) 原子爆弾投下される(8月9日午前11時02分)
(死者 73,884人、重軽傷者 74,909人)
- 1949年(昭和24年) 長崎国際文化都市建設法公布される
- 1955年(昭和30年) 国際文化会館完成、平和祈念像除幕
アメリカ・セントポール市と姉妹都市提携
- 1957年(昭和32年) 三菱造船所創業 100年記念に「グラバー邸」を市に寄贈
- 1969年(昭和44年) 市制施行80周年、第24回国民体育大会開催
- 1972年(昭和47年) ブラジル・サントス市と姉妹都市提携
- 1974年(昭和49年) グラバー園完成
- 1975年(昭和50年) 広島市と平和文化都市提携
- 1978年(昭和53年) ポルトガル・ポルト市と姉妹都市提携
オランダ・ミデルブルフ市と姉妹都市提携
- 1979年(昭和54年) 市制施行90周年、長崎～上海定期航空路開設
- 1980年(昭和55年) 中国・福州市と姉妹都市提携
- 1982年(昭和57年) 長崎大水害発生(7月23日)
死者 258人、行方不明者 4人、負傷者 758人
被害総額 約 2,119億 6,000万円
- 1989年(平成元年) 市制施行100周年
- 1990年(平成2年) 長崎「旅」博覧会開催

1995年（平成7年）	被爆50周年、国連軍縮長崎会議開催
1997年（平成9年）	中核市へ移行
1998年（平成10年）	第2回国連軍縮長崎会議開催
1999年（平成11年）	ながさき男女共同参画都市宣言
2000年（平成12年）	日蘭交流400周年
2001年（平成13年）	ながさき環境都市宣言
2003年（平成15年）	ISO14001認証取得 2003全国高校総合体育大会「長崎ゆめ総体」開催
2005年（平成17年）	香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・三和町・外海町を編入合併 （1月4日） フランス・ヴォスロール村と姉妹都市提携（外海町との合併による） 琴海町を編入合併（1月4日）、長崎さるく博'06開催
2006年（平成18年）	
2009年（平成21年）	市制施行120周年
2010年（平成22年）	イギリス・アバディーン市と市民友好都市提携調印
2011年（平成23年）	中国・広東省中山市と市民友好都市提携調印
2012年（平成24年）	世界新三大夜景に認定（長崎・香港・モナコ）
2013年（平成25年）	オランダ・ライデン市と市民友好都市提携調印 ドイツ・ヴュルツブルク市と市民友好都市提携調印
2014年（平成26年）	長崎がんばらんば国体2014開催 長崎がんばらんば大会2014開催
2015年（平成27年）	旧グラバー住宅など8つの構成資産が世界文化遺産に登録 日本新三大夜景に認定（長崎・札幌・神戸）
2017年（平成29年）	オランダ・ミデルブルフ市と姉妹都市提携解消 オランダ・ライデン市と姉妹都市提携
2018年（平成30年）	大浦天主堂など3つの資産が世界文化遺産に登録
2019年（平成31年）	市制施行130周年
2021年（令和3年）	長崎開港450周年 ゼロカーボンシティ長崎を宣言 世界新三大夜景に再認定（長崎・モナコ・上海）
2022年（令和4年）	日本新三大夜景に再認定（長崎・札幌・北九州）
2023年（令和5年）	長崎市役所新庁舎の供用開始

現 況

1 市勢（令和5年3月31日現在）

- 人口 398,747人（男 184,375人・女 214,372人）
- 世帯 205,395世帯（1世帯当たり人口 1.94人）
- 面積 405.86km²（国土地理院調 令和5年面積）
（東西 約42km、南北 約46km）（人口密度：1km²当たり995人）
- 都市の形態 商工業都市（造船・機械工業、水産業、観光）
- 国勢調査結果

	令和2年	平成27年	平成22年
・人口	409,118人	429,508人	443,766人
（男）	188,519人	198,716人	203,574人
（女）	220,599人	230,792人	240,192人
・世帯数	187,423世帯	189,419世帯	187,685世帯
・産業別就業人口			
〔第1次産業〕	3,011人 1.6%	3,658人 1.9%	4,060人 2.0%
〔第2次産業〕	31,003人 16.8%	36,181人 18.5%	35,833人 18.0%
〔第3次産業〕	145,240人 78.7%	146,548人 74.8%	149,230人 74.6%
〔分類不能〕	5,279人 2.9%	9,463人 4.8%	10,849人 5.4%
〔計〕	184,533人	195,850人	199,972人

2 基本構想（長崎市第五次総合計画）

- (1) 策定年月日 令和3年3月9日議決
- (2) 目標年次 令和12年度（西暦2030年度）
- (3) 基本姿勢 つながりと創造で新しい長崎へ
- (4) 将来の都市像 個性輝く世界都市
希望あふれる人間都市
- (5) まちづくりの方針
 - A 独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち
 - B 平和を愛し、平和の文化を育むまち
 - C 人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち
 - D 環境と調和した持続可能なまち
 - E だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち
 - F みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち
 - G 未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち
 - H 参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち

3 財政の主要指標（普通会計）

区 分	R1 年度	R2年度	R3年度
基準財政需要額	79,687,803 千円	81,212,519 千円	83,040,565 千円
基準財政収入額	46,349,903 千円	49,019,802 千円	46,795,517 千円
標準財政規模	98,722,898 千円	100,200,608 千円	103,033,192 千円
財政力指数	0.59	0.59	0.58
実質収支比率	3.40%	1.50%	2.82%
経常収支比率	97.6%	97.4%	91.7%
実 質 収 支	3,354,716 千円	1,475,105 千円	2,904,975 千円
単 年 度 収 支	935,455 千円	△1,879,611 千円	155,970 千円
実質単年度収支	626,788 千円	△2,889,092 千円	1,080,388 千円
債務負担行為額	46,708,156 千円	35,870,110 千円	30,653,025 千円
積立金現在高	46,418,607 千円	44,100,772 千円	45,482,433 千円
地方債現在高	256,001,368 千円	265,238,903 千円	274,873,584 千円

議 会 構 成

1 議員（現議員の任期 令和5年5月2日～令和9年5月1日）

(1) 議員数

- ・条例定数 40人（平成23年施行）
- ・現員数 40人

(2) 党派・会派別議員数

(R5.11.27 現在)

党派 会派	自由 民主党	公明党	国民 民主党	社会 民主党	日本 共産党	立憲 民主党	ながさき 次世代の党	無所属	計
自民創生	8							3	11
市民クラブ			5	2		1		2	10
公明党		6							6
新出島クラブ								4	4
ながさきミライ								4	4
ながさき次世代の党							2		2
日本共産党					2				2
明政クラブ								1	1
計	8	6	5	2	2	1	2	14	40

(3) 年齢別議員数

(R5.5.2 現在)

年 齢	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	平 均	最年長	最年少
人 員	1	3	6	13	11	6	57.0歳	82歳	29歳

(4) 当選回数別議員数

(R5.5.2 現在)

当選回数	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
人 員	10	5	7	8	5	2	1	0	1	0	0	1

2 委員会等

(1) 委員会等の構成

議 会	常任委員会	総務委員会	(委員定数 10人)
		教育厚生委員会	(" 10人)
		環境経済委員会	(" 10人)
		建設水道委員会	(" 10人)
	特別委員会	子育て支援特別委員会	(委員定数 11人)
		部活動の地域連携のあり方検討特別委員会	(" 10人)
		長崎駅周辺交通対策特別委員会	(" 10人)
	議会運営委員会		(" 7人)
	諸会議 (地方自治法第 100条に基づく 協議の場)	全員協議会 各派代表者会議 世話人会 常任委員会正副委員長会議 特別委員会正副委員長会議	

(2) 常任委員会・特別委員会

(R5.5.11 現在)

委 員 会 名	所 管 事 項	任期
総 務 委 員 会	防災危機管理室、情報政策推進室、出納室、秘書広報部、企画財政部、総務部、理財部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	1年
教 育 厚 生 委 員 会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環 境 経 済 委 員 会	環境部、商工部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建 設 水 道 委 員 会	土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項	

※委員会記録について：平成11年6月定例会から「要点記録」を「全文記録」とした。

(3) 議会運営委員会

協議事項	①議会の会期日程（会期の決定、延会、休会等）に関する事 ②議事日程に関する事 ③付議事件に関する事 ④議案等の取扱い（付託委員会の分類等）に関する事 ⑤一般質問を行う時期及び緊急質問の取扱いに関する事 ⑥選挙、選任に関する事 ⑦議事運営上問題となった事件等に関する事 ⑧議員の派遣に関する事 ⑨その他議会運営につき各会派間の協議事項に関する事		
構成員の選出区分	定数は議決で定める。 各交渉会派の所属議員数に応じて選出。 正副議長には出席要請し、2人又は3人会派についても、委員外議員として1名の出席を要請することがある。	所属議員数 4人～8人 9人～15人 16人～21人 22人以上	委員数 1人 2人 3人 4人
設置の根拠	長崎市議会委員会条例（H3.7.15改正）		
任期	1年		

(4) 諸会議（地方自治法第100条に基づく協議の場）

区分	協議事項	構成員の選出区分	設置の根拠
全員協議会	特に重要な問題で議員全員の意向を集約する必要がある事項	全議員	長崎市議会 会議規則 (H20. 12.12改正)
各派代表者会議	高度に政治的な問題など議会運営委員会又は世話人会の所管以外の事項。なお、代表者会議は、協議事項について各会派に周知し、又は意見を求めるため議長が招集する。	正副議長、2人以上の会派の代表者各1人（ただし、所属議員が16人以上の会派は2人）及び議会運営委員長で構成する。なお、議長が必要と判断した場合は、常任又は特別委員長の出席を求めることができる。	
世話人会	①議会の選挙及び人事に関する事 ②議会行事に関する事 ③議会互助会に関する事	正副議長、議会運営委員及び4人未満2人以上の会派から1人	
常任委員会正副委員長会議	常任委員会の運営及び活動等に関する事項	正副議長、正副常任委員長、正副議会運営委員長	
特別委員会正副委員長会議	特別委員会の運営及び活動等に関する事項	正副議長、正副特別委員長、正副議会運営委員長	

議 会 運 営

1 定例会の標準的日程

区分	2月または3月定例会	6・9・11月または12月定例会	
本会議	(招集日) 会期・会期日程決定 会議録署名議員の指名 閉会中付託案件調査報告 特別委員長報告 常任・議会運営委員の選任 市長の施政方針説明 ●議案上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託 ※市政一般質問通告期限 (本会議終了後おおむね1時間後) ※ 請願・陳情締切 (午後5時)	本会議 (招集日) 会期・会期日程決定 ●議案上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託 ※市政一般質問通告期限 (原則午後1時) (改選後初の定例会では市長の施政方針説明あり) ※ 請願・陳情締切 (午後5時)	
休 会	2日間	休 会	2日間
本会議	市政一般質問 (会派代表質問) (改選の年は個人質問)	本会議	市政一般質問 (個人質問) (改選後初の定例会では会派代表質問)
本会議	市政一般質問 (会派代表質問)	本会議	市政一般質問 (個人質問)
本会議	市政一般質問 (会派代表質問・個人質問) ※議会運営委員会 (請願・陳情、意見書・決議、追加議案等の取扱いを協議)	本会議	市政一般質問 (個人質問) ※議会運営委員会 (請願・陳情、意見書・決議、追加議案等の取扱いを協議)
本会議	市政一般質問 (個人質問) ●追加議案等上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託	本会議	市政一般質問 (個人質問) ●追加議案等上程 提案理由説明 質 疑 ●委員会付託
委員会	付託案件審査 (6～8日間)	委員会	付託案件審査 (3～5日間)
休 会	1日間	休 会	1日間
本会議	委員長報告 質疑・討論・表決 一審議 (人事案件、あらたに生じた土地の確認、専決処分報告、意見書・決議) 諸報告 閉会中の委員会付託	本会議	委員長報告 質疑・討論・表決 一審議 (人事案件、あらたに生じた土地の確認、専決処分報告、意見書・決議) 諸報告

2 会議時間

午前 10 時から午後 5 時まで

3 一般質問

区 分	2月または3月定例会(改選の年は6月定例会)		左記以外の定例会
	会派代表質問	個人質問	個人質問
通 告 期 間	招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の本会議終了後概ね1時間後まで		招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の午後1時まで
所 要 日 数	概ね4日間		
会派持ち時間	(各定例会ごと) 会派所属人数×30分		※『運用1』
発 言 時 間 (理事者答弁を含む)	90分以内 ※『運用2』	30分以内 ※『運用3』	60分以内 会派持ち時間の範囲内において事前に通告した時間内
発 言 者 数	会派の代表1人 ※『運用4』	会派持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整を行う。	会派持ち時間の範囲で人数調整を行う。
発 言 順 位	多数会派順 ※『運用5』	抽 選	抽 選
関 連 質 問	通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める。		
質 問 方 法	質問通告書に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行い、理事者からの答弁を受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができるものとする。		
発 言 通 告 書 の 記 載 内 容	件名及び内容を具体的に明記		

『運用1』 一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が30分以上の場合は、30分を次の定例会まで持ち越すことができる。なお、1人会派についても同様とする。ただし、11月または12月定例会から2月または3月定例会への持ち越しはできない。

『運用2』 主質問者は、質問終了後であっても会派持ち時間の範囲内で必要に応じて発言することができる。なお、代表質問時間は2人会派60分、3人以上の会派90分とする。

『運用3』 個人質問は、理事者答弁を含めて1質問者につき60分を原則とする。ただし、1会派につき1人のみ30分の質問ができるものとする。なお、2月または3月定例会（改選の年は6月定例会）においては、個人質問は、会派持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲内で行うこととする。

『運用4』 会派代表質問の会派とは、所属議員2人以上の会派をいう。

『運用5』 同数会派の順位は、隔年ごとに交互に行う。

4 緊急質問

緊急質問の通告があった場合、議長は、発言の取扱いについて議会運営委員会に諮るが、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

5 質疑

原則として、同一議員は同一議題について2回を超えることができない。

6 予算及び決算の審査方法

(1) 予算の審査方法

ア 一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

イ 特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

(2) 決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を9月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。

また、各会計とも11月または12月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

ア 一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。

イ 特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

7 請願・陳情

(1) 請願

会期中における請願の提出期限は、原則として招集日の午後5時までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会並びに委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年4月頃処理結果の報告を求め、6月定例会において報告している。（ただし、改選年は2月または3月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

(2) 陳情

請願と同様の提出期限を設けている。持参されたもののうち、希望があったものを原則として議長権限で所管の委員会に送付するが、法律等に反するものなど一定の場合には送付しない。なお、送付する委員会については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

委員会での審査後は、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

8 意見書・決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員がなり、2人会派と3人会派の出席要請された委員外議員も加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

9 傍聴

(1) 本会議

本会議は自由に傍聴することができる。ただし、傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(2) 委員会

常任及び特別委員会は自由に傍聴することができる。ただし、傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入の上、傍聴章の交付を受けなければならない。傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員（原則7人）を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。

※市政記者クラブ加盟の報道機関は、本会議、委員会とも自由に傍聴を認めている。

10 議会関係予算（令和5年度当初予算）

議会費総額 866,928 千円（一般会計に占める割合 0.4%）

- (1) 行政調査旅費 16,000 千円
- | | | |
|---------|-------|--------------------|
| 常任委員会 | 1人当たり | 250千円（H21. 4. 1改定） |
| 特別委員会 | 1人当たり | 150千円（H4. 4. 1改定） |
| 議会運営委員会 | 1人当たり | 150千円（H3. 9. 27改定） |
- ・日当 3,300円、宿泊料 16,500円（H2. 5. 1改定）
- (2) 海外視察旅費 7,900 千円
（3期以上は1人当たり1,000千円、2期は1人当たり300千円）
本市においては、昭和57年度から一般行政視察としての海外視察は自粛していたが、昭和62年6月補正で復活計上した。（2期の議員については、平成4年度から実施）
- (3) 陳情旅費 1,330 千円
- (4) 出席費用弁償 廃止（H17. 1. 1）
- (5) 政務活動費 72,000 千円
〔各月1日に在職する議員に対する交付額を月額150,000円（H17.1.1改定）とし、会計年度の半期ごとに交付〕
使途基準：調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費
※平成13年4月1日施行（市政調査研究費補助金より政務調査費へ移行）
※平成25年3月1日施行（政務調査費より政務活動費へ移行）
- (6) 議会交際費 1,800 千円

11 議会広報

- (1) 市議会だよりの発行〔年4回発行（臨時号を除く。）、各世帯へ配布〕
昭和56年5月1日復刊（昭和24年1月創刊、昭和49年1月休刊）
- (2) 本会議テレビ放映〔ケーブルテレビ（デジタル12ch）により生中継〕平成13年3月放映開始
※令和2年7月から、ケーブルテレビのチャンネルを11chから12chへ変更
- (3) 市議会ホームページ 平成13年9月3日開設

- (4) 本会議インターネット中継〔市議会ホームページ上で公開〕
 生中継：平成 17 年 6 月中継開始/録画中継：平成 18 年 6 月中継開始
- (5) YouTube(録画中継) 平成 25 年 9 月議会から開始
- (6) 長崎市議会事務局 Facebook ページ 平成 26 年 6 月議会から開設
- (7) 長崎市公式 L I N E 令和 4 年 1 月から議会情報を発信

12 議会刊行物

区 分	発行回数 (回/年)	発行部数 (部)	規格	配布対象
会 議 会 録	4	16	A 4	各 関 係 機 関
常 任 委 員 会 会 議 録	5	1 委員会 13	A 4	各 関 係 機 関
特 別 委 員 会 書 調 査 報 告 書	1	1 委員会 13	A 4	各 関 係 機 関
市 議 会 だ よ り (S24~49. 1) (S56. 5~)	4 (臨時号除く)	約 152,500 (1 回あたり)	A 4	議 員 全 世 帯
調 査 資 料 報	4	0 電子版のみ		議 員 各 関 係 機 関
市 政 概 要	1	0 電子版のみ		
議 員 ハ ン ド ブ ッ ク	1	0 電子版のみ		議 員
長 崎 市 の 概 要	1	0 電子版のみ		行 政 視 察

※ 改選時には、「議会の権能と運営」等を刊行。

○「長崎市議会史」について

市制施行 100 周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えるとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和 59 年から「長崎市議会史」の編さんに取り組み、平成 9 年 3 月、記述編第 3 巻の発刊をもって、そのすべてが完成した。

〔 構成 〕

・記述編（全 3 巻）

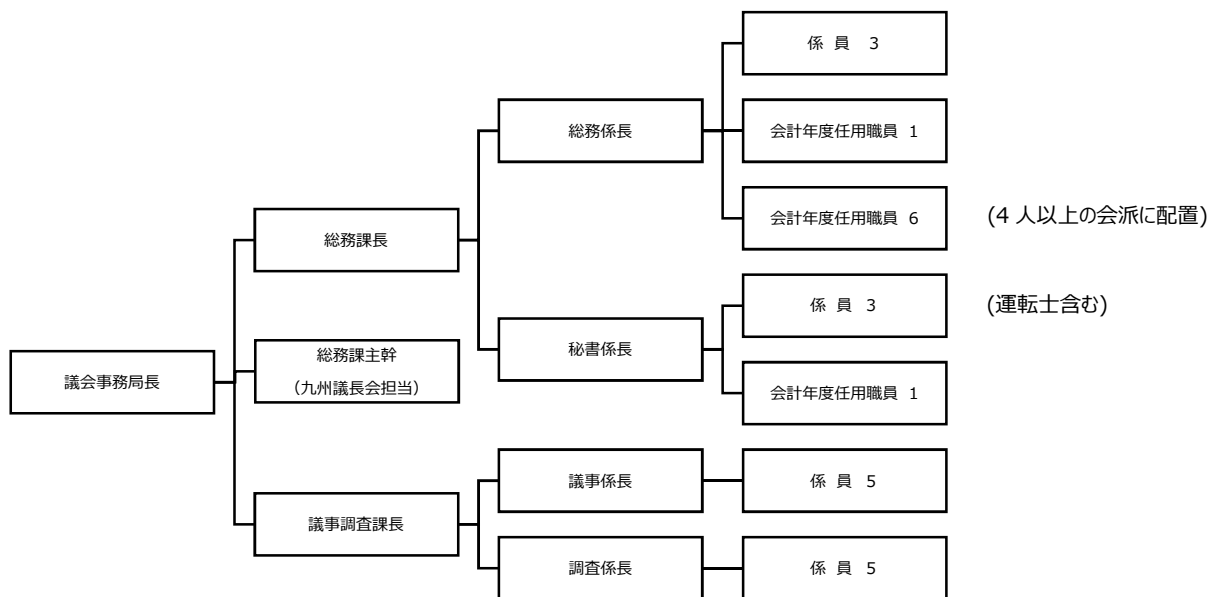
市制施行から昭和 42 年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。

・資料編（全 2 巻）

明治 22 年の市制施行から昭和 63 年までの議会関係の法規の変遷や、平成 3 年までの歴代の議員名簿などを収録。

13 議会事務局機構図（令和 5 年 4 月 1 日付）

事 務 局 長	1 人
課 長	2 人
主 幹	1 人
係 長	4 人
係 員	16 人
会計年度任用職員	8 人
合 計	32 人



令和5年度

各会計別当初予算比較表

令和4年度

(単位：千円)

年度及び比較 区分		令和5年度		令和4年度		比較増△減	
		予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
一般会計		218,770,000	58.5	216,710,000	58.6	2,060,000	1.0
特別 会計	観光施設事業	416,466	0.1	445,507	0.1	△29,041	△6.5
	国民健康保険事業	53,595,411	14.3	53,034,099	14.3	561,312	1.1
	土地取得	2,233,452	0.6	3,212,222	0.9	△978,770	△30.5
	中央卸売市場事業	261,677	0.1	248,836	0.1	12,841	5.2
	駐車場事業	227,726	0.1	240,409	0.1	△12,683	△5.3
	財産区	113,647	0.0	27,422	0.0	86,225	314.4
	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	100,778	0.0	147,021	0.0	△46,243	△31.5
	介護保険事業	49,683,462	13.3	48,779,753	13.2	903,709	1.9
	生活排水事業	538,468	0.1	559,510	0.2	△21,042	△3.8
	診療所事業	390,902	0.1	371,821	0.1	19,081	5.1
	後期高齢者医療事業	6,488,473	1.7	6,341,876	1.7	146,597	2.3
	長崎市立病院機構 病院事業債管理	1,206,688	0.3	1,387,936	0.4	△181,248	△13.1
小計	115,257,150	30.8	114,796,412	31.0	460,738	0.4	
公営 企業 会計	水道事業	17,652,210	4.7	15,933,327	4.3	1,718,883	10.8
	下水道事業	22,282,119	6.0	22,515,650	6.1	△233,531	△1.0
	小計	39,934,329	10.7	38,448,977	10.4	1,485,352	3.9
合計		373,961,479	100.0	369,955,389	100.0	4,006,090	1.1

年度及び比較 区分		令和5年度		令和4年度		比較増減	
		予算額	構成比%	予算額	構成比%	金額	増減率%
1	市	54,919,279	25.1	53,927,476	24.9	619,466	1.1
	1 市 民 税	23,847,707	10.9	23,917,149	11.0	△69,442	△0.3
	2 固 定 資 産 税	21,311,778	9.7	20,963,907	9.7	347,871	1.7
	3 軽 自 動 車 税	1,068,445	0.5	1,063,760	0.5	4,685	0.4
	4 市 た ば こ 税	2,715,737	1.2	2,485,101	1.1	230,636	9.3
	5 入 湯 税	52,443	0.0	37,577	0.0	14,866	39.6
	6 事 業 所 税	1,528,487	0.7	1,536,920	0.7	△8,433	△0.5
	7 都 市 計 画 税	4,022,345	1.8	3,923,062	1.8	99,283	2.5
	8 宿 泊 税	372,337	0.2	-	-	372,337	皆増
2	地 方 譲 与 税	995,026	0.5	1,010,511	0.5	△15,485	△1.5
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	202,479	0.1	214,264	0.1	△11,785	△5.5
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	717,917	0.3	722,251	0.3	△4,334	△0.6
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1	0.0	1	0.0	-	-
	4 特 別 と ん 譲 与 税	7,173	0.0	6,539	0.0	634	9.7
	5 森 林 環 境 譲 与 税	67,456	0.0	67,456	0.0	-	-
3	利 子 割 交 付 金	15,047	0.0	24,447	0.0	△9,400	△38.5
	1 利 子 割 交 付 金	15,047	0.0	24,447	0.0	△9,400	△38.5
4	配 当 割 交 付 金	162,922	0.1	136,086	0.1	26,836	19.7
	1 配 当 割 交 付 金	162,922	0.1	136,086	0.1	26,836	19.7
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	169,886	0.1	223,962	0.1	△54,076	△24.1
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	169,886	0.1	223,962	0.1	△54,076	△24.1
6	法 人 事 業 税 交 付 金	712,675	0.3	751,211	0.3	△38,536	△5.1
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	712,675	0.3	751,211	0.3	△38,536	△5.1
7	地 方 消 費 税 交 付 金	11,102,882	5.1	10,048,185	4.6	1,054,697	10.5
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	11,102,882	5.1	10,048,185	4.6	1,054,697	10.5
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,441	0.0	45,007	0.0	5,434	12.1
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,441	0.0	45,007	0.0	5,434	12.1
9	環 境 性 能 割 交 付 金	59,912	0.0	64,836	0.0	△4,924	△7.6
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	59,912	0.0	64,836	0.0	△4,924	△7.6
10	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	316	0.0	300	0.0	16	5.3
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	316	0.0	300	0.0	16	5.3
11	地 方 特 例 交 付 金	387,843	0.2	349,689	0.2	38,154	10.9
	1 地 方 特 例 交 付 金	281,588	0.1	298,926	0.1	△17,338	△5.8
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 て ん 特 別 交 付 金	106,255	0.0	50,763	0.0	55,492	109.3
12	地 方 交 付 税	36,011,332	16.5	37,465,000	17.3	△1,453,668	△3.9
	1 地 方 交 付 税	36,011,332	16.5	37,465,000	17.3	△1,453,668	△3.9
13	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,100	0.0	60,000	0.0	100	0.2
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,100	0.0	60,000	0.0	100	0.2
14	分 担 金 及 び 負 担 金	1,408,484	0.6	1,480,898	0.7	△72,414	△4.9
	1 負 担 金	1,408,484	0.6	1,480,898	0.7	△72,414	△4.9
15	使 用 料 及 び 手 数 料	4,145,670	1.9	3,872,777	1.8	272,893	7.0
	1 使 用 料	3,510,009	1.6	3,229,655	1.5	280,354	8.7
	2 手 数 料	635,661	0.3	643,122	0.3	△7,461	△1.2
16	国 庫 支 出 金	57,718,479	26.4	56,227,858	25.9	1,490,621	2.7
	1 国 庫 負 担 金	36,802,894	16.8	35,888,777	16.6	914,117	2.5
	2 国 庫 補 助 金	9,217,615	4.2	8,212,123	3.8	1,005,492	12.2
	3 委 託 金	11,697,970	5.3	12,126,958	5.6	△428,988	△3.5
17	県 支 出 金	15,114,196	6.9	13,854,665	6.4	1,259,531	9.1
	1 県 負 担 金	10,996,939	5.0	10,721,455	4.9	275,484	2.6
	2 県 補 助 金	3,411,723	1.6	2,297,864	1.1	1,113,859	48.5
	3 委 託 金	705,534	0.3	835,346	0.4	△129,812	△15.5
18	財 産 収 入	2,569,599	1.2	1,138,071	0.5	1,431,528	125.8
	1 財 産 運 用 収 入	340,111	0.2	272,667	0.1	67,444	24.7
	2 財 産 売 払 収 入	2,229,488	1.0	865,404	0.4	1,364,084	157.6
19	寄 附 金	2,067,045	0.9	1,246,737	0.6	820,308	65.8
	1 寄 附 金	2,067,045	0.9	1,246,737	0.6	820,308	65.8
20	繰 入 金	10,481,681	4.8	9,587,188	4.4	894,493	9.3
	1 特 別 会 計 繰 入 金	16,240	0.0	26,542	0.0	△10,302	△38.8
	2 基 金 繰 入 金	10,465,441	4.8	9,560,646	4.4	904,795	9.5
21	繰 越 金	1	0.0	1	0.0	-	-
	1 繰 越 金	1	0.0	1	0.0	-	-
22	諸 収 入	5,779,284	2.6	6,069,295	2.8	△290,011	△4.8
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	63,257	0.0	70,448	0.0	△7,191	△10.2
	2 市 預 金 利 子	962	0.0	878	0.0	84	9.6
	3 貸 付 金 元 利 収 入	1,810,729	0.8	1,501,042	0.7	309,687	20.6
	4 受 託 事 業 収 入	91,772	0.0	83,535	0.0	8,237	9.9
	5 雑 入	3,812,564	1.7	4,413,392	2.0	△600,828	△13.6
23	市 債 債	14,837,900	6.8	19,125,800	8.8	△4,287,900	△22.4
	1 市 債 債	14,837,900	6.8	19,125,800	8.8	△4,287,900	△22.4
	合 計	218,770,000	100.0	216,710,000	100.0	2,060,000	1.0

2 歳 出

(単位：千円)

年度及び比較 区 分			令和5年度		令和4年度		比較増△減	
			予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
1	議 会 費	866,928	0.4	850,920	0.4	16,008	1.9	
	1 議 会 費	866,928	0.4	850,920	0.4	16,008	1.9	
2	総 務 費	18,397,441	8.4	26,477,149	12.2	△8,079,708	△30.5	
	1 総 務 管 理 費	15,167,350	6.9	23,301,530	10.8	△8,134,180	△34.9	
	2 徴 税 費	1,837,587	0.8	1,751,772	0.8	85,815	4.9	
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	883,048	0.4	891,264	0.4	△8,216	△0.9	
	4 選 挙 費	346,867	0.2	369,960	0.2	△23,093	△6.2	
	5 統 計 調 査 費	48,308	0.0	42,711	0.0	5,597	13.1	
	6 監 査 委 員 費	114,281	0.1	119,912	0.1	△5,631	△4.7	
3	民 生 費	106,328,652	48.6	105,392,780	48.6	935,872	0.9	
	1 社 会 福 祉 費	41,972,090	19.2	39,783,866	18.4	2,188,224	5.5	
	2 児 童 福 祉 費	29,009,803	13.3	29,525,964	13.6	△516,161	△1.7	
	3 生 活 保 護 費	21,055,095	9.6	21,267,329	9.8	△212,234	△1.0	
	4 原 爆 被 爆 者 対 策 費	14,290,464	6.5	14,814,421	6.8	△523,957	△3.5	
	5 災 害 救 助 費	1,200	0.0	1,200	0.0	-	-	
4	衛 生 費	17,851,758	8.2	13,933,706	6.4	3,918,052	28.1	
	1 保 健 衛 生 費	8,223,927	3.8	7,629,439	3.5	594,488	7.8	
	2 清 掃 費	9,220,427	4.2	5,954,099	2.7	3,266,328	54.9	
	3 上 水 道 費	407,404	0.2	350,168	0.2	57,236	16.3	
6	農 林 水 産 業 費	3,127,613	1.4	3,291,451	1.5	△163,838	△5.0	
	1 農 業 費	1,945,927	0.9	1,796,649	0.8	149,278	8.3	
	2 林 業 費	184,908	0.1	378,149	0.2	△193,241	△51.1	
	3 水 産 業 費	996,778	0.5	1,116,653	0.5	△119,875	△10.7	
7	商 工 費	3,189,477	1.5	3,246,457	1.5	△56,980	△1.8	
	1 商 工 費	3,189,477	1.5	3,246,457	1.5	△56,980	△1.8	
8	土 木 費	22,541,765	10.3	20,724,494	9.6	1,817,271	8.8	
	1 土 木 管 理 費	1,017,057	0.5	1,009,916	0.5	7,141	0.7	
	2 道 路 橋 り ょ う 費	4,029,053	1.8	4,625,709	2.1	△596,656	△12.9	
	3 河 川 海 岸 費	500,980	0.2	685,103	0.3	△184,123	△26.9	
	4 港 湾 費	722,105	0.3	617,661	0.3	104,444	16.9	
	5 都 市 計 画 費	14,145,321	6.5	11,352,401	5.2	2,792,920	24.6	
	6 住 宅 費	2,127,249	1.0	2,433,704	1.1	△306,455	△12.6	
9	消 防 費	4,691,893	2.1	4,745,749	2.2	△53,856	△1.1	
	1 消 防 費	4,691,893	2.1	4,745,749	2.2	△53,856	△1.1	
10	教 育 費	15,730,351	7.2	12,717,409	5.9	3,012,942	23.7	
	1 教 育 総 務 費	2,077,906	0.9	2,044,060	0.9	33,846	1.7	
	2 小 学 校 費	4,579,383	2.1	2,460,716	1.1	2,118,667	86.1	
	3 中 学 校 費	1,587,799	0.7	1,351,711	0.6	236,088	17.5	
	4 高 等 学 校 費	878,359	0.4	776,630	0.4	101,729	13.1	
	5 幼 稚 園 費	48,254	0.0	32,306	0.0	15,948	49.4	
	6 社 会 教 育 費	2,531,153	1.2	2,085,883	1.0	445,270	21.3	
	7 保 健 体 育 費	3,738,626	1.7	3,612,852	1.7	125,774	3.5	
	8 市 民 会 館 費	288,871	0.1	353,251	0.2	△64,380	△18.2	
11	災 害 復 旧 費	530,000	0.2	285,000	0.1	245,000	86.0	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	79,000	0.0	50,000	0.0	29,000	58.0	
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	401,000	0.2	205,000	0.1	196,000	95.6	
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	20,000	0.0	-	-	20,000	皆増	
	4 市 有 施 設 等 災 害 復 旧 費	30,000	0.0	30,000	0.0	-	-	
12	公 債 費	25,314,122	11.6	24,844,885	11.5	469,237	1.9	
	1 公 債 費	25,314,122	11.6	24,844,885	11.5	469,237	1.9	
13	予 備 費	200,000	0.1	200,000	0.1	-	-	
	1 予 備 費	200,000	0.1	200,000	0.1	-	-	
合 計			218,770,000	100.0	216,710,000	100.0	2,060,000	1.0

令和5年度 一般会計当初予算性質別比較表
令和4年度

(単位：千円)

区 分	令和5年度		令和4年度		比較増△減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
1 人 件 費	27,246,875	12.5	27,934,792	12.9	△687,917	△2.5
(1) 特別職給与	484,166	0.2	479,744	0.2	4,422	0.9
(2) 職員給与	18,899,470	8.6	18,981,399	8.8	△81,929	△0.4
ア 基本給	12,130,464	5.5	12,173,299	5.6	△42,835	△0.4
イ その他手当	6,769,006	3.1	6,808,100	3.1	△39,094	△0.6
(3) 地方公務員共済組合等負担金	4,390,064	2.0	4,279,918	2.0	110,146	2.6
(4) 退職金	1,107,887	0.5	1,846,129	0.9	△738,242	△40.0
(5) その他	2,365,288	1.1	2,347,602	1.1	17,686	0.8
2 物 件 費	25,706,853	11.8	25,162,276	11.6	544,577	2.2
3 維持補修費	1,666,071	0.8	1,669,599	0.8	△3,528	△0.2
4 扶助費	83,497,631	38.2	83,012,266	38.3	485,365	0.6
5 補助費等	10,373,690	4.7	10,554,889	4.9	△181,199	△1.7
6 投資的経費	25,300,060	11.6	24,531,413	11.3	768,647	3.1
(1) 普通建設事業費	24,770,060	11.3	24,246,413	11.2	523,647	2.2
ア 補助分	15,872,454	7.3	15,784,831	7.3	87,623	0.6
イ 単独分	7,413,946	3.4	7,303,473	3.4	110,473	1.5
ウ 県施行分	1,483,660	0.7	1,158,109	0.5	325,551	28.1
(2) 災害復旧事業費	530,000	0.2	285,000	0.1	245,000	86.0
ア 補助分	125,000	0.1	125,000	0.1	-	-
イ 単独分	405,000	0.2	160,000	0.1	245,000	153.1
7 公 債 費	25,314,122	11.6	24,844,885	11.5	469,237	1.9
8 積 立 金	1,224,433	0.6	770,077	0.4	454,356	59.0
9 出 資 金	2,509,164	1.1	2,640,504	1.2	△131,340	△5.0
10 貸 付 金	1,479,641	0.7	1,302,004	0.6	177,637	13.6
11 繰 出 金	14,251,460	6.5	14,087,295	6.5	164,165	1.2
12 予 備 費	200,000	0.1	200,000	0.1	-	-
合 計	218,770,000	100.0	216,710,000	100.0	2,060,000	1.0

A large rounded rectangle with a solid black border. Inside the rectangle, there are 15 horizontal dotted lines spaced evenly, providing a template for handwriting practice.

長崎市議会事務局 議事調査課

〒850-0031 長崎市魚の町4番1号

TEL 095-829-1200

FAX 095-829-1199